仕様書

1　案件名

指定都市市会共通議員章　修繕

2　形状

台座上ビロード布巻きボタンの中央にくぼみをつくり、金色の「共通マーク」（図１参照）をネジにて裏止金具にとめること。

なお、裏止金具に穴をあけ紐をつけること。

また、模様と裏止金具を固定するネジは、通常の使用において緩みが生じないようにすること。台座上赤紫色別珍布巻きボタンの中央に、金色の共通マークを配すること。

3　材質

共通マーク部分は 18/24 の純金製、台座部分は純銀製 24 金厚メッキとし、布部分については赤紫色純絹のビロード布とし、同色の紐を用いること

4　数量

①磨き上げ等

（留め具交換不要）　9 個

②留め具の交換及び磨き上げ等

（留め具：舟ネジまたはタイタック→スモールタック）　21 個

計 30 個

5　修繕内容

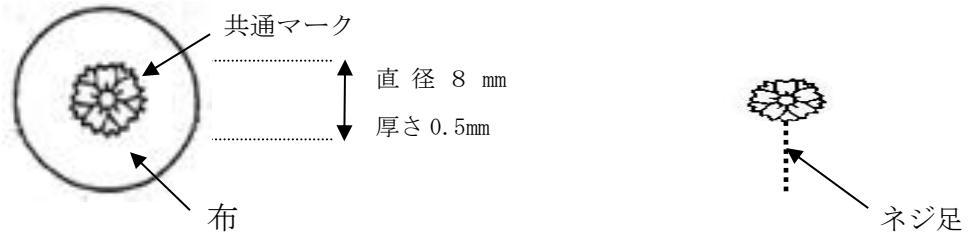
①磨き上げ等（留め具交換不要）　9個

⑴ 議員章の形状（図１～４）における不足部分を補い、金属部分を磨き直し、布を張り替え、新品同様のものに仕上げる。表面中央の「共通マーク」は18金を用い、直径８㎜、厚さ0.5㎜とし、完成予定量目はおよそ0.5gとすること。なお、長さ６㎜のネジ足があること。（図１参照）
⑵ 金属部分はすべて磨き上げとし、縦60㎜、横55㎜、高さ28㎜の桐の面取小箱（箱内側赤紫色純絹ビロード張り）に入れ納入すること。

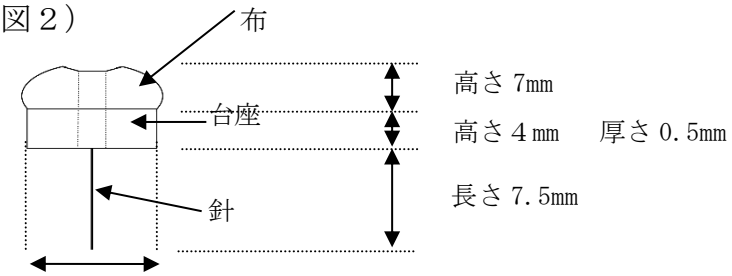
②留め具の交換及び磨き上げ等
（留め具：舟ネジまたはタイタック→スモールタック）　21個

⑴ 裏止金具は針式とし、針の長さは7.5㎜とする。（図２参照）留め具を舟ネジまたはタイタックから、全てスモールタックに交換する。スモールタックは、10㎜丸×高さ６㎜程度とする。（図３参考）
⑵ 台座とスモールタックに長さ135㎜の両端が環になった紐をつけられるよう丸環を付けること。（図４参照）
⑶ 議員章の形状（図１～４）における不足部分を補い、金属部分を磨き直し、布を張り替え、新品同様のものに仕上げる。表面中央の「共通マーク」は18金を用い、直径８㎜、厚さ0.5㎜とし、完成予定量目はおよそ0.5gとすること。なお、長さ６㎜のネジ足があること。（図１参照）
⑷ 金属部分はすべて磨き上げとし、縦60㎜、横55㎜、高さ28㎜の桐の面取小箱（箱内側赤紫色純絹ビロード張り）に入れ納入すること。

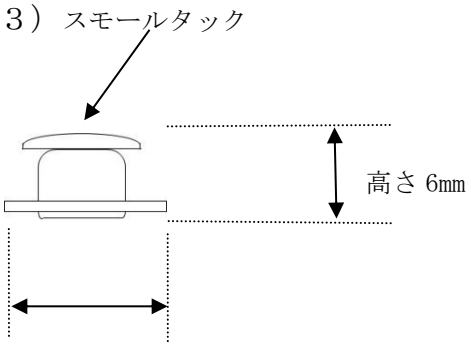
（図１）　　共通マーク



（図２）



（図３）スモールタック



（図４）



6　履行期限　　令和９年３月５日（金）

7　履行場所　　市会事務局

8　特記事項

（１）受注者は、令和７・８・９年度大阪市入札参加有資格者名簿に、承認種目54（銘板）で登録していること。

（２）見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後の仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

（３）修繕物品の搬送、納品等の諸費用は全て本契約に含むものとする。

（４）納品日については、事前に担当課と協議のうえ決定すること。

（５）搬送、納品に際しては建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。

（６）大阪市グリーン調達方針に基づき、物品を調達すること。
https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html

（７）納品後、不良品があったことが判明した場合、若しくは通常の使用状態の下で障害が発生した場合は本市担当者の指示を受け新品と交換すること。

（８）単価が違う複数品の契約に関しては、それぞれの物品ごとの内訳単価を明記した明細書を、契約締結後速やかに提出すること。

（９）搬送、納品にあたっては、大阪市役所庁舎の荷物用エレベーターの使用を可とする。

(10) 車で納品する場合は、大阪市役所庁舎の駐車場を使用することができる。

(11) 納品する際に使用した梱包材等は、持ち帰ること。契約相手方は、試作品として、上記４①②を各１点ずつ修繕し、本市承認を受けた後、全個数を修繕すること。

9　事業担当　　〒530-8201
大阪市北区中之島 1-3-20
大阪市会事務局　総務担当　佐藤・玉井
TEL:06-6208-8605

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、当該業務について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（市会事務局総務担当 06-6208-8671）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（市会事務局総務担当 06-6208-8671）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の市会事務局総務担当（連絡先：06-6208-8671）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

1　本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注　「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2　本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1)　大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2)　神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3　本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4　物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電　話：０６－６６１５－７９６５

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
 ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
 https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。